

○松山短期大学納付金規程

2003（平成15）年4月1日

制定

改正 2004（平成16）年4月1日

2005（平成17）年4月1日

2006（平成18）年4月1日

2007（平成19）年4月1日

2008（平成20）年4月1日

2009（平成21）年4月1日

2010（平成22）年4月1日

2013（平成25）年5月30日

2016（平成28）年3月17日

2017（平成29）年6月30日

2019（平成31）年3月22日

（目的）

第1条 この規程は、松山短期大学学則（以下「学則」という。）第25条から第29条に基づき、入学金、授業料、教育充実費、手数料等、在籍料及び委託生、科目等履修生、特別聴講学生の納付金等の納入に関する事項を定めるものである。

2 委託徴収金の納入については、別に定める。

（定義）

第2条 この規程において学費とは、授業料、教育充実費及び委託生納付金をいう。

2 入学金、学費及び在籍料については、別表に定める金額とする。

3 この規程において手数料等とは、入学検定料、科目等履修生の登録料及び受講料、特別聴講学生の登録料及び聴講料、試験料及び証明手数料をいうものとする。

4 手数料等については、別表に定める金額とする。ただし、手数料等のうち、試験料については、別に定める「松山短期大学単位認定規程」に、証明手数料については、「学校法人松山大学証明手数料等徴収規程」によるものとする。

（学費の納入方法及び納入期日）

第3条 学費の納入は、年額の2分の1を学期（前学期分及び後学期分）に分けて、指定の方法により次の期日までに納入しなければならない。

前学期分 4月30日

後学期分 9月30日

2 前項に定める納入期日が金融機関の休業日である場合は、休業日直前の営業日とする。

3 第1項の規定にかかわらず、新入学生（再入学生を含む。）の入学年度の最初の学期に係る学費

は、入学金とともに、入学手続き時に納入するものとする。ただし、学費については、入学手続き終了後、納入期日の属する年度の末日までに入学辞退を届け出た場合に限り、返還するものとする。

- 4 第1項の規定にかかわらず、委託生の入学年度の最初の学期に係る学費は、入学金とともに、入学手続き時に納入するものとする。ただし、学費については、入学手続き終了後、所定の期日までに入学辞退を届け出た場合に限り、返還するものとする。

(延納)

第4条 やむを得ない事情により、前条の定める納入期日までに学費を納入することができない者が、所定の手続きをすれば、学費の延納を許可することがある。

- 2 学費の延納については、別に定める「学校法人松山大学学費延納規程」によるものとする。

(除籍)

第5条 第3条に定める納入期日の経過後、その督促を受けてもなお、前期については8月31日までに、後期については2月5日までに学費を納入しない者は、学則第24条第1項第1号により除籍する。

- 2 学則第24条第1項第1号により除籍された者の在学の最終日付は、既に学費を納入した学期の末日とする。

(除籍の取り消し)

第6条 学則第24条第1項第1号により除籍された者が、除籍発令の日から1月以内に滞納分の学費を納入し、所定の手続きをすれば、在学中2回に限り除籍発令を取り消す。また、除籍発令の日から1年以内に滞納分の学費を納入し、所定の手続きをすれば、退学したものとするができる。

(休学者の在籍料及び学費)

第7条 休学者の在籍料及び学費については、次の各号のとおりとする。

- (1) 休学者は、所定の期日までに、別表に定める当該学期の在籍料（半期分の教育充実費の4分の1相当額）を納入しなければならない。
- (2) 学期途中で休学を許可された場合には、休学を許可された日の属する月の翌月から復学を許可された日の属する月の前月までの学費について、月割りをもって免除する。
- (3) 学費を既に納入済みの者が、学期途中で休学を許可された場合には、当該学期の学費のうち、休学を許可された日の属する月の翌月以降の学費について、月割りをもって返還する。

(退学者の学費)

第8条 退学者の学費については、次の各号のとおりとする。

- (1) 退学者は、退学を許可された日の属する月までの学費について、月割りをもって納入しなければならない。
- (2) 学費を既に納入済みの者が、学期途中で退学を許可された場合には、既に納入済みの当該学期の学費のうち、退学を許可された日の属する月の翌月以降の学費について、月割りをもって返還する。

- (3) 休学中の者が退学を申し出た場合には、第1号の規定を適用しない。
- 2 死亡による退学者は、当該学期の学費を免除する。ただし、学費を既に納入済みの者が、学期の途中で死亡した場合には、全額を返還する。
- 3 学則第32条による退学者は、当該学期の学費全額を納入しなければならない。既に納入済みの学費については、返還しない。
- 4 学則第32条による退学者が学則第24条第1項第1号により除籍の対象となった場合においては、学則第32条による退学が優先される。この場合、単位の認定等は既に学費を納入した学期までを有効とする。

(停学者の学費)

第9条 学則第32条により停学中の者は、学費を納入しなければならない。

(新入学生が最初の学期中に休学又は退学する場合の扱い)

第10条 新入学生が最初の学期中に休学又は退学する場合には、第7条及び第8条第1項は適用しない。

(手数料等の納入)

第11条 手数料等は、その都度納入しなければならない。

(返還)

第12条 一旦收受した入学金、学費、在籍料及び手数料等は返還しない。ただし、第3条第3項及び同条第4項、第7条第3号並びに第8条第1項第2号及び同条第2項の定める場合については、この限りではない。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、理事会が行う。

附 則

本規程は、2003（平成15）年4月1日から施行する。

本規程は、2003（平成15）年度在學生にも適用する。

附 則（2004（平成16）年4月1日）

本規程は、2004（平成16）年4月1日から施行する。

附 則（2005（平成17）年4月1日）

本規程は、2005（平成17）年4月1日から施行する。

附 則（2006（平成18）年4月1日）

本規程は、2006（平成18）年4月1日から施行する。

附 則（2007（平成19）年4月1日）

本規程は、2007（平成19）年4月1日から施行する。

附 則（2008（平成20）年4月1日）

本規程は、2008（平成20）年4月1日から施行する。

附 則 (2009 (平成21) 年4月1日)

本規程は、2009 (平成21) 年4月1日から施行する。

附 則 (2010 (平成22) 年4月1日)

本規程は、2010 (平成22) 年4月1日から施行する。

附 則 (2013 (平成25) 年5月30日)

本規程は、2013 (平成25) 年5月30日から施行し、2013 (平成25) 年4月1日から適用する。

附 則 (2016 (平成28) 年3月17日)

本規程は、2016 (平成28) 年4月1日から施行し、2015 (平成27) 年4月1日から適用する。

附 則 (2017 (平成29) 年6月30日)

本規程は、2017 (平成29) 年6月30日から施行し、2017 (平成29) 年4月1日から適用する。

附 則 (2019 (平成31) 年3月22日)

本規程は、2019 (平成31) 年4月1日から施行する。

別表(1)

区分	金額	備考
授業料 (年額)	330,000円	
	26,000円	卒業に必要な単位数において、修業年限2年を超えた者で、4単位以内の履修登録により卒業が可能となる者
教育充実費 (年額)	90,000円	
	26,000円	卒業に必要な単位数において、修業年限2年を超えた者で、4単位以内の履修登録により卒業が可能となる者
在籍料 (前・後期各)	11,250円	新入学生の前期は除く
入学金	90,000円	

※在学中に授業料・教育充実費の改定を行った場合は、改定後の授業料・教育充実費を適用する。

別表(2)

区分	金額	備考
入学検定料	17,000円	
科目等履修生受講料	1科目(30時間)につき 13,000円	
科目等履修生登録料	年額 10,000円	ただし、松山大学学生は全額、本学及び松山大学卒業者は半額を免除する。 年度を改め、引き続き科目等履修を許可された者は全額を

		免除する。
委託生納付金	年額 420,000円	
特別聴講学生聴講料	1科目(30時間)につき 13,000円	
特別聴講学生登録料	年額 10,000円	ただし、本学及び松山大学卒業者は、半額を免除する。 年度を改め、引き続き聴講を許可された者は全額を免除する。